

グループホーム さくら 重要事項説明書

1. 事業主体概要

事業主体名	医療法人社団 光仁会
法人の種類	医療法人
代表者名	理事長 市川 晃
所在地	光市中央三丁目2番26号
電話番号	0833-72-5700
法人の理念	当法人は、医療・福祉部門において、地域の皆様へ寄与してまいりました。地域の皆様がその人らしく生活することを援助できるよう、情報を収集、蓄積し、ケアの現場に役立て、地域の相談窓口となり地域の皆様方に貢献してまいります。
他の介護保険関連の事業	介護療養型医療施設・居宅介護支援事業所
	訪問看護・通所介護・通所リハビリ・小規模多機能型居宅介護
	訪問リハビリテーション・短期入所生活介護
他の介護保険以外の事業	医療業務

2. ホーム概要

ホーム名	グループホーム さくら
ホームの目的	認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対し、家庭的な環境のもとで、食事・入浴・排泄等の日常生活のお世話及び日常生活の中での機能訓練を行うことにより、安心と尊厳のある生活を、利用者が有する能力に応じて可能な限り自立して生活がおくれるよう支援することを目的とする。
ホームの運営方針	利用者のその人らしさを大切に、また人格を尊重し、常に利用者の立場にたったサービスの提供に努めるとともに、個別の介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。
ホームの責任者	中田 友子
開設年月日	平成15年3月1日
保険事業者指定番号	3577300449
所在地	熊毛郡田布施町大字下田布施806
電話・FAX番号	(電話) 0820-51-0170 (FAX) 0820-52-0080
交通の便	JR田布施駅より徒歩15分
敷地概要	敷地面積 1,826,65㎡
建物概要	構造：鉄骨造り 3階建て 延床面積：990.81㎡ (グループホームは2・3階)
定員・居室の概要	18名・各階とも洋個室9室。各階2部屋は、トイレ付

共用施設の概要	各階とも食堂及び風呂を完備。各階にゆったりしたリビングをもうけ利用者及び家族との交流が図れる。
緊急対応方法	容態の急変については、当ホーム協力医院の市川医院が対応。
防犯防災設備 避難設備の概要	夜間の防犯は、夜勤職員が施錠確認、巡回を行う。（セコムと契約することで万全を期す。）災害時の場合は、夜勤職員が避難誘導。スプリンクラー、緊急通報装置完備。
事故発生時の対応	<ul style="list-style-type: none"> 事故発生時には直ちに家族に連絡するとともに緊急対応を行います。 事故の内容は必要に応じて市町にも報告します。 賠償すべき事故が発生した場合は速やかに損害賠償を行います。 事故の原因について職員間で十分討議し、再発防止に努めます。 損害賠償責任保険加入先（ 損保保険ジャパン ）

* 非常災害が発生した場合、職員は、利用者の避難等適切な措置を講ずる。管理者は、避難経路等具体的な計画を立て職員に周知徹底を図る。管理者は、避難等の指揮をとる。非常災害に備え避難その他適切な訓練を年1回以上行います。

3. 職員体制（主たる職員）

職員の職種	員数	常勤		非常勤		保有資格	研修会受講等内容
		専従	兼務	専従	兼務		
管理者	1名		1			介護福祉士 介護支援専門員	認知症介護実践研修実践者研修
計画作成担当者	2名		2			介護福祉士	認知症介護実践研修(実践リーダー研修)
介護従事者	17名	8	2	7		介護福祉士 ヘルパ-2級	

4. 勤務体制（各ユニット）

昼間の体制	3名	1名	7:00～16:00（早出）
		1名	9:00～18:00
		1名	12:00～21:00（遅出）
夜間の体制	1名	1名	21:00～7:30

5. ホーム利用にあたっての留意事項

- ・ 食事の準備や、洗濯等の家事はご本人のできる限りの範囲で行って下さい。
- ・ 共有スペースは、他の入居者と譲りあって下さい。
- ・ 現金や預貯金、貴重品等は原則個人管理です。紛失の際は責任負えません。
- ・ 喫煙については、原則禁煙とさせていただきます。
- ・ 入退居の際の経費、退居時のゴミの処理の諸経費は、利用者の負担とさせていただきます。
- ・ 外泊は自由ですが、事前にお知らせ下さい。
- ・ 面会時間は、9時から19時とさせていただきます。
- ・ 通院については、原則ご家族で対応をお願いいたします。

6. 利用料 別添利用票表による

7. 協力医療機関

協力医療機関名	医療法人社団 光仁会 市川医院
診療科目、ベッド数等	胃腸科・内科・循環器科・リハビリテーション科・外科 19床
住所	光市中央3丁目2番26号
協力医師	氏名： 市川 晃 市川淳二
協力医療機関名	藤井歯科医院
住所	熊毛郡田布施町大字下田布施867-1
協力医師	氏名： 藤井和則

8. 虐待の防止について

事業者は、入所者等の人権の擁護・虐待の発生またはその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	管理者・ 中田 友子
-------------	------------

(2) 成年後見制度の利用を支援します。

(3) 従業者が支援にあたっての悩みや苦悩を相談できる体制を整えるほか、従業者が入所者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

(4) 虐待防止の為の対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。

(5) 虐待防止のための指針の整備をしています。

(6) 従業者に対して虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。

(7) サービス提供中に、当該施設従業者又は養護者(現に養護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合には、速やかに、これを市町村に通報します。

9. 業務継続計画の策定等について

1. 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護(指定介護予防認知症共同生活介護)の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
2. 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
3. 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

11. 身体拘束防止への取り組み

利用者に対する身体拘束防止のための必要な措置を次に掲げるとおり行います。

- 1 身体拘束防止についての研修を通じて、身体拘束の身体・精神に与える影響を学び、利用者の人権遵守に繋がります。
- 2 生命に危険が及ぶなど緊急の事情がある場合には身体拘束の必要性を家族に説明し、了承を得たうえで行います。

12. 苦情処理の体制

苦情があった場合は状況を速やかに確認し検討して具体的な解決策、改善策を示して対応します。

ホーム苦情相談機関	担当者氏名： 中田友子 山本篤史
	苦情解決者： 中田友子 山本篤史
(受付時間)	定休日 なし 受付時間 9 : 0 0 ~ 1 8 : 0 0
(連絡先電話番号)	(電話) 0 8 2 0 - 5 1 - 0 1 7 0 (FAX) 0 8 2 0 - 5 2 - 0 0 8 0

当事業所の他に、ご相談や苦情などについては下記の窓口があります。

田布施町健康保険課 長寿支援係	0 8 2 0 - 5 2 - 5 8 0 9
平生町健康保険課 介護保険班	0 8 2 0 - 5 6 - 7 1 1 5
山口県長寿社会課 介護保険班	0 8 3 - 9 3 3 - 2 7 7 4
山口県国民健康保険団体連合会	0 8 3 - 9 9 5 - 1 0 1 0

令和 年 月 日

(事業者)

事業者名 グループホーム さくら

住 所 熊毛郡田布施町大字下田布施 8 0 6

説明者 印

私は、本書面に基づいて重要事項の説明を受けたことを確認します。

(利用者)

住所

氏名 印

(利用者代理人)

住所

氏名 印

本人との関係 ()
代理の理由

(身元引受人)

住所

氏名 印